

第 569 回核燃料施設等の審査会合(2026.2.9)を踏まえた  
六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉に関する要望書

ガラス溶融炉は「安全上重要な施設」(事業指定基準規則)  
ガラス固化試験は使用前事業者検査として実施すべき

原子力規制委員会委員長 山中伸介 様

同委員 各位

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

2026 年 2 月 19 日 美浜の会

日本原燃は、六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉について、ガラス固化試験（実際の廃液によるガラス固化体を製造し、ガラス溶融炉の運転性能・処理能力を確認する試験）を使用前事業者検査として実施せず、しゅん工後に先送りする新たな方針を出している。その理由は新規制基準で溶融炉の処理能力を要求する条項が削除されたためだとし、しゅん工後に自主的な検査として行うとしている。原子力規制委員会・原子力規制庁は、2月9日の第569回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合で、この方針について審議を行った

1. ガラス溶融炉は「安全上重要な施設」。ガラス固化試験は使用前事業者検査として実施すべき

審議の中で規制庁は、「安全上重要な施設」(事業指定規則第1条第2項第五号)は、使用前事業者検査において、できる限り実液を用いて実際に検査を行うべきとの趣旨を述べた。ガラス溶融炉も「安全上重要な施設」(同条の解釈第1条第3項二)である。また規制庁は、原燃がガラス固化を「安全機能」でなく「生産機能」と位置付けていることに疑問を呈した。その上で、ガラス固化は廃棄物を安定化する工程であり、工場全体の最終部門を担う機能であるため、システム全体におけるガラス溶融炉の処理能力の位置付けをしっかりと説明すべきとの意見を出した。

前回(昨年12月22日)の審査会合でも、ガラス溶融炉の処理能力は廃液の管理として考えるべき問題であると述べた。高レベル放射性廃液は様々な重大事故対策が必要となるため、廃液をしっかりとガラス固化体にしていくことにより、極力廃液のまま置いておかないようにすべきとも発言した。高レベル放射性廃液の保有量を低減し、リスク低減を図ることは非常に重要との意見も述べた。

規制庁はこのような自らの発言に従い、ガラス溶融炉は「安全上重要な施設」であり、その運転性能・処理能力は、「安全機能」、安全を確保する上で重要な性能・能力であるから、使用前事業者検査として、高レベル放射性廃液(実廃液)を用いた実検査(ガラス固化試験)を行わせるべきである。しゅん工後に自主的な検査として行う方針を認めてはならない。

ところが規制庁は、ガラス固化試験を使用前事業者検査として実施することを正式に原燃に求めている。使用前事業者検査として実施させ、規制委による使用前確認を行うべきである。

2. ガラス溶融炉の閉じ込め機能等の使用前事業者検査は、記録確認でなく実検査で行うべき

原燃はガラス溶融炉について、処理能力以外の、閉じ込め、計測制御系設備等の機能・性能は新規制基準でも要求事項になっているとし、これらの検査項目(新技術基準における検査項目)は、使用前事業者検査を実施するとしている。ところが全項目について、実廃液を用いた実検査を行わず、過去に実施した検査記録による確認のみをもって、使用前事業者検査を実施したとす

の方針である。

これに対し、2月9日の審査会合で規制庁は、使用前事業者検査は設計通りに動くか機能確認すること、技術基準適合性をしっかり確認することが目的であると述べた。このため、できる限り実液を用いて実検査して漏洩等の確認を行うのは常識であるとの意見も出した。実用炉で10年前の検査記録により確認できるものがあるかという観点からも比較検討すべきとし、記録確認と共にできる限りのことをするとすれば何ができるかしっかり整理するよう求めた。

以上の発言に基づき、規制庁は原燃に対し、「新技術基準における検査項目」について実廃液を用いた実検査を行うよう明確に要求すべきである。

2月9日の審査会合では、上記のように、ガラス固化の位置付けや使用前事業者検査の方法について意見が出た。ところが、規制庁が出したこの日の「審議結果」の案では、これらの意見は反映されなかった。「確認運転の内容に関して、安全機能、生産機能の観点で整理し説明すること」と使用前事業者検査への言及はなかった。これに対し規制庁職員より、使用前事業者検査のあり方も含め整理しなければ結論は出ないと意見が出された。その結果、「確認運転の内容に関して、使用前事業者検査の内容を含め、安全機能、生産機能の観点で整理し説明すること」と下線部が追加された。追加されたとはいえ、最初の案で使用前事業者検査に言及されなかったことに、原燃の方針を容認しようとする規制庁の甘い姿勢が現れていた。ガラス固化試験を先送りし、また、記録確認で使用前事業者検査を行ったことにしようとする原燃の方針に厳しく対処すべきである。

#### 要 望 事 項

1. 実廃液を用いたガラス固化試験を使用前事業者検査として実施させること
2. ガラス溶融炉に関する、閉じ込め機能等「新技術基準における検査項目」の使用前事業者検査について、過去に実施した検査の記録の確認で済ますことを認めないこと。実廃液を用いてガラス溶融炉を実際に運転した上での検査を実施させること

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（事業指定基準規則）

（定義）

第一条 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

解釈 第一条 3 第2項第5号に規定する「安全上重要な施設」とは、以下に掲げるものが含まれるものである。

二 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器（下線は引用者）

2026年2月19日

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581 [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)